

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
基本目標1 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる	(1)	①		こども家庭センターの運営	こども家庭センター	一体的な組織としての子育て家庭に対する相談支援を実施します。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応します。	合同ケース会議の開催回数	3回/年	12回/年	【目標に対する取組結果】 開催回数:8回	会議の対象とするケースの選定や、協議内容について、今後検討が必要です。
		②		母子保健のデジタル化の推進	健康推進課	母子アプリ等を活用した情報発信などデジタル技術を活用し、妊産婦等へ円滑な情報提供を行います。	妊娠期・子育て期における情報入手先（SNSと回答した割合）	健康はちまん21プランに基づき実施	健康はちまん21プランに基づき実施	【目標に対する取組結果】 妊娠期・子育て期における情報入手先（SNSと回答した割合）:今後集計予定 【その他の取組内容】 妊娠後期の情報提供の場ともなる妊娠8か月アンケートを電子化し、母子手帳アプリから回答できるようにした。	電子化以降、妊娠8か月アンケートの返信率が低下しており、通知を見直す必要がある。
		③	★	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター	子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子育て世帯訪問支援事業利用家庭数	3件	3件	【目標に対する取組結果】 利用家庭数:5件	事業内容を見直したことにより、前年度と比して利用家庭数や利用時間数が増加。利用者の満足度も高い。支援が必要と考えられる家庭には、今後も利用勧奨を行っていく必要があります。
	(2)	①	★	利用者支援事業(基本型)	こども家庭センター	子育て家庭が支援機関や関係機関を円滑に利用できるように、利用者支援員が身近な場所での相談や情報提供、助言等を行います。併せて、児童福祉法第10条の3第1項に基づく、地域子育て相談機関の機能を設置します。	設置箇所数	2箇所	3箇所	【目標に対する取組結果】 設置箇所数 2箇所 (はちはびひろば、きてらるうむ) 【その他の取組内容】 来館中の子どもの遊びを見守る中でも気軽に相談できるような雰囲気作り、保護者の不安な思いに寄り添った相談支援を実施した。 子育て相談 はちはびひろば 475件、きてらるうむ 506件	「はちはびひろば」と「きてらるうむ」で実施する基本型と、こども家庭センター型との連携を強化し、総合的な相談体制の充実を図る必要があります。
		②	★	利用者支援事業(特定型)	こども家庭センター 幼児課	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように、利用者支援員が相談や情報提供、助言等を行います。	設置箇所数	0箇所	1箇所	【目標に対する取組結果】 窓口対応 1,126件 電話対応 279件 【その他の取組内容】 子育て支援施設において、相談会・説明会を実施した。	
		③	★	利用者支援事業(こども家庭センター型) 【母子保健機能】	健康推進課	妊産婦が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じるとともに、情報提供を行います。	設置箇所数	1箇所	1箇所	【目標に対する取組結果】 設置箇所数:1箇所 リストアップ会議、妊婦支援検討会にて、全妊婦のリスクを検討し、リスクの高いケースは早期に支援に繋げ、情報提供を行うことができた。	引き続き支援が必要な妊婦を漏れなく検討し、支援につながらないケースを防ぐ。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
7	基本目標1 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる	③	★	利用者支援事業(こども家庭センター型) 【児童福祉機能】	こども家庭センター	すべてのこどもとその家族及び妊産婦が、必要なサービスを円滑に利用できるように、社会福祉士や保健師等が相談に応じるとともに、情報提供を行います。	設置箇所数	1箇所	1箇所	【目標に対する取組結果】 設置箇所数 1箇所	母子保健・児童福祉の職員が、それぞれの専門性を発揮しながら、協働し、虐待リスクや孤立している家庭への早期のアプローチが必要です。
8		④	★	妊婦等包括相談支援事業	健康推進課	妊産婦等が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じるとともに、情報提供を行い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	面談実施合計回数	1,398回	1,352回	【目標に対する取組結果】 面談実施回数:1,053回 全妊婦に対し面談を実施し、妊娠期から産後までのサービスを説明した。また、妊娠8カ月アンケートのタイミングでも必要時面談し、継続した支援を行った。	事業を継続し、妊娠・出産の不安が軽減できるよう関わっていく。
9		①		産前・産後サポート事業	健康推進課	妊婦・出産・子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談支援(寄り添い)を行います。	助産師相談・地域助産所相談件数	健康はちまん21プランに基づき実施	健康はちまん21プランに基づき実施	【目標に対する取組結果】 産前・産後サポート事業利用者実人数88人、相談対応件数156件 妊娠期から産後1年まで、無料で利用者のタイミングに応じて気軽に相談ができる事業として継続をした。	相談件数は産後ケアの充実に伴い減少傾向。妊娠期からの周知に努める。
10		②	★	妊婦健康診査事業	健康推進課	妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦を対象とした健康診査費の一部を公費負担します。	妊婦健康診査事業延べ受診件数	7,353人(R5)	7,192人	【目標に対する取組結果】 妊婦健康診査事業延べ受診件数:7,209件 すべての妊産婦が経済的負担を理由に妊婦健康診査等を受診しないことがないよう、助成を行うことができた。	安心・安全に産後経過をたどれるよう事業を継続する。母子手帳未発行で流産、死産、人工中絶をされた方の産婦健康診査についても助成開始できるよう準備を進める。
11		③	★	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	概ね生後4か月までの乳児をもつ家庭を対象に、子育てに関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・助言・その他の援助を行う事を目的に、保健師・助産師が家庭を訪問し必要な支援を行います。	生後4か月までの乳児家庭への訪問指導件数	580件(R5)	567件	【目標に対する取組結果】 生後4か月までの乳児家庭への訪問指導件数:608件 令和7年度においては、1件を除き、概ね4か月までの乳児をもつ家庭を対象に訪問を実施し、乳児・保護者の様子や養育環境の把握を行い、必要な支援を行うことができた。出会えなかったケースについては、こども家庭相談室と連携し、母子の様子の確認を行った。	全対象者に訪問が実施できるよう乳幼児家庭全戸訪問事業について周知啓発に努める。
12		④	★	養育支援訪問事業(専門的相談支援)	健康推進課	乳児全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要な家庭に対し、専門的な相談・指導・助言・その他必要な支援を継続的に実施します。	産後うつ病のスクリーニングの点数が高い産婦の訪問件数	13件(R5)	15件	【目標に対する取組結果】 産後うつ病のスクリーニングの点数が高い産婦の訪問件数:26件(R7年度より保健師が再フォローした際の訪問件数も含み計上) 乳幼児全戸訪問事業にてEPDSが9点以上の産婦については概ね2週間後に再度訪問し、産婦の心身の様子等を確認し、必要な支援を実施することができた。また、EPDSの値が改善されない場合は、精神科への受診を勧奨したり、校区保健師が継続的な支援を実施した。	引き続き、養育支援が必要な産婦については訪問を行い、産婦が安心して養育していけるよう支援を実施していく。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

	基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
13	基本目標1 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる	(3)	⑤	★	産後ケア事業	健康推進課	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	利用者数	158人 (R5)	201人	【目標に対する取組結果】 産後ケア事業利用者実人数:計167人(宿泊型46人、通所型35人、居宅訪問型86人) 近郊13施設のみ利用から、R7年度からは県内の約50施設へと選択肢が拡大。産後ケアの利用施設、利用者数は増加している。	産後ケアの利用について、他市町とも調整を行い一定基準を定める必要がある。
14		(4)	①		医療と保健の連携	健康推進課	医療機関と保健機関が連携して、ハイリスク妊産婦・新生児とその家庭に対し、適切な母子保健サービスを提供します。また、周産期に関する会議を通して、医療機関と情報や課題を共有し、医療と保健の連携を図ります。	周産期保健医療体制検討会議(健康推進課主催)開催回数	健康はちまん21プランに基づき実施	健康はちまん21プランに基づき実施	【目標に対する取組結果】 周産期支援体制検討会議開催回数:1回/年 周産期支援体制検討会議を1回/年実施し、市内の産院や助産所・院助産師と母子保健サービスの実施現状について情報共有し、課題について検討を行った。	引き続き、周産期支援体制検討会議を実施し、連携を図っていく。
15		(5)	①		小・中学生に向けた正しい知識の普及・相談	学校教育課	妊娠期前から、性に関すること、妊娠出産育児に関する正しい知識の普及を図ります。学校現場においては、個別相談の充実を図ります。	保健・保健体育の授業での男女の性や妊娠出産の学習を全小・中学校で実施	100%	100%	【目標に対する取組結果】 全小・中学校で実施。	性の多様性について、各学校の実態に応じて、学ぶ機会の充実を図る。小・中学校で学習内容を共有し、継続的な指導を行う工夫も必要である。
16		(6)	①		子ども医療費助成	保険年金課	小学生、中学生、高校生世代のこどもの通院・入院医療費の負担(保険診療に限る)を助成します。	子ども医療費助成額(市負担分)	241,022,504円	246,141,575円	【目標に対する取組結果】 小学校・中学校、高校生世代のこどもに対し、医療費(保険診療分)の助成を行った。 令和7年度実績 290,480千円(市負担215,823千円)	医療費の動向や助成対象となる子どもの数の増減に伴う助成額の推移を注視し、施策の効果検証を行う必要がある。
17	②		★	妊婦のための支援給付事業	健康推進課	妊娠期からの経済的支援を行うため、妊婦に対して支援給付を行います。	健康はちまん21プランに基づき実施	【目標に対する取組結果】 支援給付金支給件数:1,320件 妊娠期からの経済的支援として、母子健康手帳交付時や新生児訪問時に助産師等との面談を行い、妊産婦の経済的不安等について把握を行い、支援給付について説明を行った。また、支援申請月の翌月に支払えるよう滞りなく事務処理を行った。			引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援を目指し、面談を実施し、経済的支援を行っていく。	

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
18 基本目標2 すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境をつくる	(1)	①	★	教育・保育提供体制の確保	幼児課	確保方策に基づき、市内全域に教育・保育環境の整備を行い、待機児童の解消に努めます。	保育所等の受け入れ確保量	3,494人	3,704人	【目標に対する取組結果】 待機児童減少に向け、令和7年4月にこども園に移行したほしの恵みこども園への財政支援、令和7年10月に、北里くじらこども園の開園に向けた改修工事を行い、受け入れ確保量を増加させました。 【その他の取組内容】 転居やきょうだいが異なる保育施設に在籍しているなどの転園希望に応えるため、転園に関する条件を緩和し、柔軟に対応できるように変更しました。	令和8年4月1日現在の待機児童は8名であることから、今後の就学前児童数や利用者数の動向を注視し、保育士の確保と就学前施設の整備を一体的に進めることにより、受け入れ体制のさらなる充実を図る必要があります。
		②		保育士等の確保	幼児課	保育士を目指す学生や潜在保育士に向けた取組を積極的に行うとともに、保育士の働きやすい環境づくりを図り、保育士等の就職率や定着率の向上に努めます。	保育人材確保に関するフェア等来場者の市内就職率	36.40%	43.50%	【目標に対する取組結果】 6月実施の「市就職フェア」参加者15名のうち、8名(53%)が市内園所への就職につながりました。 【その他の取組内容】 保育の仕事への関心を高め、保育士を目指す学生や潜在保育士の再就職を増やすため、高校生を対象にした(保育体験)や、保育の仕事を知ってもらうイベント(保育の魅力フェスタ)を実施しています。	保育士の離職率が上がっている中で、人材確保が市内園所全体的な課題となっています。就職フェアの参加者を増やし市内就職率を高めることや、就職した職員が働き続けられる環境を整える必要があります。
20	(2)	①		家庭教育支援	生涯学習課	子育てサロンや講座の開催により、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設け、家庭教育支援を行います。	近江八幡市子育てサロンの開催数	3回	5回	【目標に対する取組結果】 子育てサロンを年間5回開催した。子育てに関する情報交換や交流を通じて、保護者が気軽に悩みを共有できる場を提供した。継続的な交流の機会を確保することで、子育て家庭の孤立感の軽減や安心して子育てできる環境づくりにつなげた。	参加者を増やすため、開催内容や周知方法を工夫する必要がある。
21 22	(3)	①		職員の資質と専門性の向上	幼児課	教育・保育の推進に向けての研究・研修会の実施及び経験年数に応じた研修の場を設定し、人材育成を図ります。	保育所、幼稚園、こども園教職員キャリアステージ研修会実施回数	各ステージ3回	各ステージ3～5回	【目標に対する取組結果】 キャリアステージ研修を10回実施し、延べ参加人数は227名、各ステージにおいて指標に基づく研修が実施できた。 【その他の取組内容】 キャリアステージ研修のほかに、専門研修2回(45名)、全体研修5回(119名)を実施し、スキルアップにつなげることができました。	研修内容により、参加者数にバラツキがみられることや、保育園所やこども園においては、研修に参加することが人員的に難しい実態があります。研修内容等の工夫をし、保育者の専門性の向上を図り、幼児教育の充実を進めていきます。
				職員の資質と専門性の向上	学校教育課	教育・保育の推進に向けての研究・研修会の実施及び経験年数に応じた研修の場を設定し、人材育成を図ります。	小・中学校教職員キャリアステージ研修会実施回数	各ステージ2～6回	各ステージ2～6回	【目標に対する取組結果】 初任者研修4回(全12講座)教職2年次研修2回中堅教諭等資質向上研修2回	市の実情に即した研修だけでなく、若手教員の指導力向上や中堅教諭等ミドルリーダーとなる教員の人材育成を目指す研修の充実を図る。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
基本目標2 すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境をつくる	(3)	②		幼保小のなめらかな接続	幼児課 学校教育課	発達や学びの連続性と系統性を踏まえたカリキュラムの作成・実施を通して幼児教育の「学びの芽生え」と小学校教育の「学びの基礎」のなめらかな接続を図ります。	各小学校区での幼保小接続にかかる協議会の実施回数	2回	3回	【目標に対する取組結果】 ・各小学校区で協議会を3回実施。 ・各小学校区で作成した接続カリキュラムを、園と小学校で実施、検証、見直しを行った。	各小学校区で作成した接続カリキュラムの実施、検証、改善を通じた保育・授業の質の向上を図る。
				読書・絵本環境の充実	幼児課	乳幼児から発達段階に応じた読書活動の充実を図るとともに、こどもが本と出会い、読書の楽しみを知る機会の提供や読書・絵本環境の整備を図ります。	就学前施設での絵本読み聞かせ実施状況	1～2回/日	1～3回/日	【目標に対する取組結果】 ・発達段階に応じて、好きな遊びの時間に絵本を読んだり、午睡前、降園前など、みんなで絵本を見る時間を設けたり、ボランティアの方に読み聞かせをしてもらったりしたことで、様々な絵本との出会いの場を作ることができた。 【その他の取組内容】 園での絵本貸し出しや移動図書館による絵本貸し出し、図書館司書の方によるおはなし会、職員の知識向上のため、絵本についての研修等を行った。	引き続き、子どもたちに様々な絵本との出会いの場や読書の楽しみを知る機会の提供ができるように、様々な機関と連携を取ったり、保育者の知識の向上に務めたりしていく必要がある。
		③		読書・絵本環境の充実	学校教育課	乳幼児から発達段階に応じた読書活動の充実を図るとともに、こどもが本と出会い、読書の楽しみを知る機会の提供や読書・絵本環境の整備を図ります。	学校図書館での一人当たりの年間貸出冊数	14.4冊	20冊	【目標に対する取組結果】 17.6冊/人(全小中学校)	本に触れる機会が少ないため、POPコンクールやビブリオバトル等、本との出会いを積極的に仕掛け、読書活動を推進する。
	(4)	①		教育相談事業	教育研究所 学校教育課	子育て、発達相談はじめ、校園所への行きしぶり、不登校、いじめ、問題行動などに悩むこどもや保護者への相談、支援体制を充実します。	教育相談員、臨床心理士による電話・面接相談やスクールソーシャルワーカーの派遣回数	936回 (R5)	1000回	【目標に対する取組結果】 R7年度は相談件数の合計が1150回を超えた。学校や関係機関との連携や情報共有の機会の充実をより進めることができた。専門的な知見により、学校や保護者にも解決へとつながる助言をおこなうことができた。	教育相談室を窓口とした、にこまるルーム・にこまる訪問への連携を引き続きおこなっていくために、学校の教育相談体制や情報共有の機会の充実を図る。
				にこまるポケット	生涯学習課	にこまるポケット(校園所で活用する講師リスト)に登録された地域人材の方々による学校教育への参画を通して、教育の充実を図ります。	にこまるポケットの登録者数	24人	30人	【目標に対する取組結果】 登録者数28人。 小中学校においては、全教職員が同時に人材情報を閲覧できるよう市内共有ネットワーク内にデータを整備した。また公立園所においては、市職員用ファイルサーバーを介してデジタルデータを利活用できる環境を構築した。さらに、未登録の人材に対してリストへの登録を促し、人材リストの網羅性と内容の充実を図った。	「にこまるポケット」の登録人材を活用した授業実践が進む一方で、未登録の講師人材を活用している学校園が一定数存在する。今後は、これら未登録の人材に対して登録を働きかけ、人材リストの充実を図ることが必要である。また、各人材の詳細な情報をデータ化し、個々の強みや専門性を可視化していくことも求められる。
	(5)	②		ふるさと教育・保育の推進	幼児課	地域の自然、歴史、文化といった地域資源を活かし、地域の人々とのふれあいや交流を通して、地域とのつながりを大切にするとともに、ふるさとへの愛着や豊かな心を育みます。	地域交流実施園数	18園	26園	【目標に対する取組結果】 令和7年度は、就学前施設26園が散歩に出かけ、自然や地域の文化に触れるとともに、園内外において地域の方々とのふれあいや交流を行った。その中で、子どもたちは地域の良さを知り、地域への愛着を育むことができた。	地域資源を活かすためには、地域の人材や特色について理解を深めることが重要である。地域の人々を知り、関わりを持つことで地域とのつながりが生まれる。そのため、園は地域について学び、理解を深めていくことが必要である。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
29	基本目標2	(6)	①	携帯電話・ネット防犯 予防対策、スマホ、S NS等の適切な使用 に関する学習	学校教育課	情報モラルに関する学習やPTA や警察等関係機関との連携により、ICT機器やスマートフォン等の 健全な取扱いについて啓発を行 います。	情報モラルに関する学習やICT 機器・スマホ・SNS等に関する 研修会の実施校数(年1回以 上)	全小中学校 (16校)	全小中学校 (16校)	【目標に対する取組結果】 全小・中学校(16校)で研修会を1回実施。	家庭でのルールの作成など、実 効性のある取組につながるような 啓発を行う必要がある。
				メディア問題に関す る保護者向け啓発	幼児課	就学前児童のスマートフォン等メ ディアに関する影響について、保 護者向けに啓発を行います。	保護者向け啓発活動の実施施 設数(年1回以上)	全施設 (34施設) (R5)	全施設 (35施設)	【目標に対する取組結果】 就学前施設(35施設)に対し、年2回(10月、1月)啓発 紙を発行した。 【その他の取組内容】 啓発紙については保護者だけでなく、こどもと保護者が一緒 になって取り組めるような内容とした(いつもよりもメディアに 触れる時間を少なくすることを家族でチャレンジしてみよう という内容)。	引き続き継続していく。 また、啓発前後でのメディアに対 する意識の変化等についても把 握していくことが課題である。
30	すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境をつくる	(7)	①	正しい食習慣の啓発	幼児課	こどもや子育て家庭に対し、食事 と健康の関係、食事マナーについ て啓発し「食を選ぶ力」「食べる 力」の育成を図ります。	幼・保・こども園における食育の 総実施回数	116回/年	125回/年	【目標に対する取組結果】 公私立保育所・こども園・幼稚園の幼児に対し、食育「ごはん が炊けるまで」26回、「だしってどんな味？」26回、その他講 話による食育啓発事業77回、計129回実施。 【その他の取組内容】 毎月発行する献立表や年2回発行するばくばくだよりに て、食事マナーや減塩について等、様々なテーマで保 護者への啓発を行った。	保護者を交えた食育の実施が 減っており、直接保護者へ啓発 できる機会が少なくなっている。 子ども達の食習慣の改善には保 護者の協力が不可欠であるた め、保護者を交えた食育の実施 を検討していく必要がある。
31				正しい食習慣の啓発	学校教育課	こどもや子育て家庭に対し、食事 と健康の関係、食事マナーについ て啓発し「食を選ぶ力」「食べる 力」の育成を図ります。	小・中学校における食育推進教 室の実施校数	15校	16校	【目標に対する取組結果】 全小・中学校(16校)で栄養教諭による食育教室を実 施。	食育推進教室の内容や系統性 について、各校の実態も踏まえ て工夫していく必要がある。
32				正しい食習慣の啓発	健康推進課	こどもや子育て家庭に対し、食事 と健康の関係、食事マナーについ て啓発し「食を選ぶ力」「食べる 力」の育成を図ります。	食育の取組の実施数	近江八幡市食 育推進計画に 基づき実施	近江八幡市食 育推進計画に 基づき実施	【目標に対する取組結果】 離乳食教室に参加する保護者に向けた野菜摂取・減 塩啓発、コベアクラスでの減塩啓発、健康推進員による 市内小学校での血圧やよい生活習慣についての啓発 事業等、複数の場で実施した。また、乳幼児健診の栄 養相談においても、保護者に対する指導を実施した。	引き続き複数の場で啓発を実施 するとともに、教室に参加してい ない方等にも啓発できる取組を 検討していく必要がある。
33				一時預かり事業	幼児課	通常の教育時間後や、長期休業 期間中等に、希望する在園児を対 象に保育を行います。また、就労 や通院、育児リフレッシュなどで一 時的に家庭での保育が困難な在 宅の乳幼児を対象に保育を行いま す。	年間延べ利用人数(幼稚園で の一時預かり事業)	8, 311人 (R5)	17, 447人	【目標に対する取組結果】 公立園においては預かり保育担当の会計年度任用職 員を雇用し体制を整えた。民間園については新たに2 園と委託契約し、受け入れ体制を充実させた。	令和7年度の年間延べ利用者数 が22,310人としてR11の目標 値を上回っている。今後はさらなる ニーズの増加に対応するととも に、利用者が増加しても安全・安 心な保育環境を継続できるよう、 施設側の体制を整えることが課 題である。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
35	(8)	①	★	一時預かり事業	こども家庭センター	通常教育時間後や、長期休業期間中等に、希望する在園児を対象に保育を行います。また、就労や通院、育児リフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難な在宅の乳幼児を対象に保育を行います。	年間延べ利用人数(幼稚園以外での一時預かり事業)	1,087人(R5)	1,319人	【目標に対する取組結果】 年間延べ利用人数 1,360人 にこにこ 545人、ファミリーサポートセンター 815人	待機児童数の減少や利用者数の減少に伴い、事業の在り方について、検討する必要があります。
				乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	幼児課	すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるようにします。	—	—	—	【目標に対する取組結果】 令和7年度は実施に向けた準備を進め、令和8年4月から事業を開始しました。	当事業の周知をするとともに、保育施設の利用定員に影響が生じることなく、本制度の実施施設を増加できる方法の検討が必要です。
37	地域社会全体で子育てを支え、安心して子育てができるまちをつ	(1)	★	地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター	子育ての不安感等を緩和するために、子育て親子が交流する場を提供し、子育ての相談、情報提供、助言等を行います。	年間延べ利用人数	21,734人	20,500人	【目標に対する取組結果】 実施箇所8か所 延べ利用人数 47,278人 (八幡7,601人、八幡東2,608人、八幡西4,818人、クレヨン9,957人、安土7,865人、ほんわかの家(八幡・金田)12,022人、あいあいの家2,407人)	支援が必要な人へのアプローチや関係づくりを、丁寧な関わりの中で構築していくことが必要です。
				親子関係形成支援事業(親子の絆づくりプログラム(BP))	こども家庭センター	生後2か月から5か月の第1子子育てのお母さんと赤ちゃんを対象に、ロールプレイ等を通じて子育ての基礎知識を学び、保護者同士の交流を図りながら、親子の絆を育てていくプログラムを実施します。	年間開催コース利用人数	576人	576人	【目標に対する取組結果】 年間開催コース利用人数 736人 【その他の取組内容】 リスクのある母子については、健康推進課と連携し、継続的なフォローを行った。	参加申込人数が少なく、開催できない月があるため、全月開催できるよう、HPやLINE等の活用、関係機関との密な連携が必要です。
				ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター	育児の援助を「行いたい人(提供会員)」と「受けたい人(依頼会員)」からなる相互援助活動を支援するために連絡・調整を行い、仕事と家庭の両立を支援します。	年間延べ利用人数	672人	652人	【目標に対する取組結果】 年間延べ利用人数 815人 【その他の取組内容】 保育サポーター養成講座の実施や、事業の周知活動を行った。	安定してサービスを利用できるよう、提供会員の確保に取り組む必要があります。
40	(2)	①		放課後子ども教室	生涯学習課	「近江八幡市放課後子ども総合プラン」に基づき、利用可能な余裕教室やコミュニティセンター等を活用し、児童の学習・体験・交流の場を提供します。また、放課後児童クラブとの連携を進め、「校内交流型」または「連携型」の実施をします。	放課後子ども教室実施校数	12校	12校	【目標に対する取組結果】 昨年度から実績が減少することなく、全ての小学校で放課後子ども教室が実施できた。	それぞれの学校で取組回数に差が生じている。同じ近江八幡市に住んでいる児童にとって、平等性を担保するためにも実施回数が少ない学校については、回数の増加についての対応が必要となる。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
41 基本目標3 地域社会全体で子育てを支え、安心して子育てができるまちをつくる	(2)	②	★	放課後児童健全育成事業	子育て政策課	確保方策に従い、放課後に児童が安心して生活ができる居場所を確保し、次代を担う児童の健全な育成を支援します。	放課後児童クラブ受け入れ確保量	1,577人 (R5)	1,677人	【目標に対する取組結果】 受入確保量 1,607名(定員) 利用児童数 1,543名(R7.5.1時点) 支援単位数 38クラブ 【その他の取組内容】 ※複数のクラブで定員を超えた受入を行った結果、待機児童は生じていない。	令和7年度から新たに1支援単位の放課後児童クラブを増設した。地域ごとの偏りが生じないよう、引き続き、待機児童なく、すべてのクラブが適正規模で運営できるよう確保量の見直しを検討する必要がある。
				公園等の整備	都市計画課	子育て家庭を含めた市民が利用できる公園等の環境整備を行います。	老朽化した施設(遊具・トイレ)の改修	1箇所/年	1箇所/年	【目標に対する取組結果】 中村児童公園の再整備及び八幡児童公園の遊具の改修を行った。	国の交付金を活用しながら事業を進めているため、今後も交付金の交付率を注視しながら事業を展開していく必要がある。
				屋内の遊び場等の整備	福祉政策課	子育て家庭が、天候や気候に関わらず屋内で活動ができる屋内遊戯施設等を整備します。	屋内遊戯施設等の一体的整備を検討			【目標に対する取組結果】 子どもの屋内遊戯施設整備に向けた検討を進める中で、視察を実施しました。	財政負担を可能な限り抑制する手法など、これまでの一般的なやり方ではなく、新たなスキームの導入や活用について調査・研究を進め、近江八幡市にとってより良い方向性を見定め、計画に着手していく必要がある。
				歩道・通学路の安全対策	学校教育課 土木課	毎年1回、関係機関と合同点検を実施し、小学校ごとに通学路の危険箇所について情報収集を行い、対策が必要となれば、区画線や防護柵設置によるハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。	通学路合同点検の実施回数	1回/年	1回/年	【目標に対する取組結果】 関係機関とともに通学路の安全点検 年1回実施	児童・生徒が、常に安心して登下校できるよう、合同点検だけでなく、通学路に関する安全対策に、随時取り組んでいく必要がある。
				安心・安全情報発信事業	人権・市民生活課	事件や不審者情報について、市の情報発信ツールを用いて必要な対象者へ迅速に情報発信を行います。	より多くの対象者に情報発信ツールの登録をしてもらえるよう周知を実施			【目標に対する取組結果】 情報発信サービスの登録者に対し、事業終了の周知を複数回発信。	情報発信サービス「Town Mail」のシステム及びセキュリティ面の老朽化に伴い、安定的なサービスの継続及びシステムの更新が困難となったため、令和8年3月31日で事業終了。
46	(5)	①		事業所への啓発	商工振興課	仕事と家庭の両立の実現のため、関係団体等と連携して、働き方の見直しを推進し、従業員のモチベーションや定着率の向上、企業の人材確保や生産性向上等、企業の成長につながる啓発に努めます。	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する事業所対象セミナーの受講者	17名 (R5)	対現状値比 100%以上	【目標に対する取組結果】 近江八幡市企業内人権問題推進連絡会(企人連)と連携し、事業者対象セミナーを実施した。 「カスハラ・パワハラ対策セミナー」 開催日：R8.2.6 セミナー受講者：19名	啓発の取組について、セミナー受講が出席者限定となっているため、受講希望者で出席できない方への対応を工夫する必要がある。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

	基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
47	基本目標3 地域社会全体で子育てを支え、安心して子育てができるまちをつくる	(5)	②		男性の子育て参加への啓発	こども家庭センター	男性の育児参加を後押しするための啓発活動を行います。	子育てガイドブック「ハチピースタイル」内に「育パパ手帳」を掲載	1回/年 (R5)	1回/年	【目標に対する取組結果】 子育てガイドブック「ハチピースタイル」の一部として、「育パパ手帳」の別冊を掲載しました。	父親の育児参加に結びつく啓発活動方法について検討する必要があります。
48			②		男性の子育て参加への啓発	こども家庭センター	男性の育児参加を後押しするための啓発活動を行います。	父親参加プログラムの開催	年1回以上 (R5)	年1回以上	【目標に対する取組結果】 はちはびひろばにて、両親が共に参加しやすい休日における育児参加促進のための講習会を月1回実施。	父親も利用しやすく、父親同士の交流が図れる子育て支援拠点の在り方について検討する必要があります。
49			②		男性の子育て参加への啓発	健康推進課	男性の育児参加を後押しするための啓発活動を行います。	コベアクラス(妊娠期教室)参加者アンケート	健康はちまん 21プランに基づき実施	健康はちまん 21プランに基づき実施	【目標に対する取組結果】 参加者の満足度は平均で8.7(10段階中)であった。参加者からは「親になる意識が高まった」「プレパパ同士で話せる機会があって良かった」との声があった。	母子手帳交付時等にクラスの周知を行い参加を促す。受講希望者数に合わせて開催回数を検討する必要がある。
50		(6)	①		こども食堂事業	こども家庭センター	食事が必要な子どもたちとつながることができる可能性が高まることや、ひとり親家庭や、両親共働き家庭の増加により孤食が増える中で、豊かな時間の提供・地域の人々とのかわり得で支えあうコミュニティの充実を図るため、こども食堂実施団体への支援を行います。	市内こども食堂実施団体数	17団体	20団体	【目標に対する取組結果】 支援金支給団体数 17団体	各団体一律の基準のため、子ども食堂の利用人数や実施回数等の増加につながる支給方法を検討する必要があります。
51	②			こども・若者の居場所づくりの検討	子育て政策課	こども・若者とこども・若者に関わる大人やコミュニティをつなぐため、すべてのこども・若者を対象としたオープンな居場所づくりについて検討します。	ニーズの把握、事業化の検討を行い、計画期間内(R11)の整備を図る			【目標に対する取組結果】 ニーズの把握、事業化の検討を行うことができなかった。 【その他の取組内容】 若者のフリースペースの利用者を対象に居場所に関する意見聴取及びフィードバックを1件行った。	ニーズの把握を行った上で、対象者、場所などを検討した上で計画期間内の整備に向けた取組を行う必要がある。	

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
52 53 54 55 56 57	基本目標4 きめ細やかな関わりを必要とするこども・家庭を支援する	(1)	①	母子・父子自立支援体制の整備	こども家庭センター	自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行います。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図ります。	支援の必要な対象者に適切な相談等を継続して実施			【目標に対する取組結果】 母子・父子の自立支援に関する相談件数 746件 母子・父子自立支援プログラム策定件数 6件 【その他の取組内容】 母子・父子・寡婦福祉資金貸付件数:18件 高等職業訓練促進給付金支給件数:0件	きめ細やかで継続的な自立・就業支援が必要です。また、DV被害者や相談することへの心理的な抵抗などから相談につながりにくい人へのアプローチ方法を検討する必要があります。
		(2)	①	ペアレントプログラム、ペアレント・メンター事業	発達支援課	障がい児を持つ親を支えながら、具体的な養育スキルを獲得できるように親としての学びを支援します。また、各種講座の開設・充実を推進します。	障がい児の保護者、支援者対象研修参加率	対象者の50%以上 (R5)	前年比100%以上	【目標に対する取組結果】 ・先輩保護者と語る会の実施 年3回(夏と冬に実施)16名参加 ・県実施のペアレントメンターフォローアップ研修へ5名 養成講座へ1名先輩保護者が参加。 ・「ひかりの子」へ通所する保護者に対し、子どもの行動理解と適切な対応方法を学ぶため保護者交流会においてペアレントプログラムを実施。	先輩保護者と語る会へできるだけ多くの保護者に参加してもらえるよう、関係各所に引き続き取組について周知する必要があります。
		(2)	②	こども期の生活支援の充実	障がい福祉課	各種障がい児通所サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業の充実及び支援の質の向上を図ります。	障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量	近江八幡市障がい児福祉計画に基づき実施		【目標に対する取組結果】 (利用人数/月) 児童発達支援:見込み80人⇒実績107人 医療型児童発達支援:見込み0人⇒実績0人 放課後等デイサービス:見込み310人⇒実績319人 保育所等訪問支援:見込み31人⇒実績32人 居宅訪問型児童発達支援:見込み1人⇒実績0人 障害児相談支援:見込み160人⇒実績165人	障がい児支援の提供体制については、児童発達支援や放課後等デイサービス等により一定の基盤整備は進んでいるものの、医療的ケア児支援体制や重症心身障がい児への専門的支援体制については未整備・整備途上の状況にあるため、今後は、関係機関との連携を強化し、地域全体で障がい児とその家族を支える支援体制の構築を推進する必要がある。
		(3)	①	児童発達支援事業の充実	発達支援課	小集団療育が必要な未就学児と保護者に対し、親子の愛着形成や日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な支援を受けることができる体制づくりを推進します。	児童発達支援を必要とする対象児の待機児童数	0人 (R5)	0人	【目標に対する取組結果】 利用者数:50人 利用待ちの期間:なし(申請手続き期間を含む) 利用待ちの人数:0名	今後も適正なサービス利用を提供できるよう体制整備に努める。
		(3)	②	保育所等訪問支援事業の充実	発達支援課	障がい児等が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、対象児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等、支援を必要とする児童がインクルーシブ環境における専門支援を受けることができる体制づくりを推進します。	保育所等訪問支援を必要とする対象児の待機児童数	0人 (R5)	0人	【目標に対する取組結果】 利用者数:32人 利用待ちの期間:なし(申請手続き期間のみ) 利用待ちの人数:0名	今後も支援を必要とする児童や保護者に早期にサービスが提供できるよう努めるとともに、継続的な事業運営の為の体制整備に努める。相談支援事業所や園との連携の強化を図る。
		(3)	③	子ども発達支援事業(発達相談、巡回相談)の充実	発達支援課	発達障がいのあるこどもを対象とした発達相談及び発達相談員(心理職)の園所への巡回を行う巡回相談事業を推進することで、発達障がいの早期発見、早期支援につなげます。	障がいやその疑いがある児童及びその家族に対して、適切な相談支援等を実施			【目標に対する取組結果】 ・発達相談・検査(実数:603件、延数:997件)。 ・巡回相談(訪問回数:46回、対象児童数:133件)。 ・令和7年10月より、子育て支援センターでのアウトリーチ型の相談を実施。	・当課が窓口ではない不登校・いじめ・虐待を主訴とするケースが、来所相談することが多く、相談窓口の整理が必要と感じる。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
58 基本目標4 きめ細やかな関わりを必要とするこども・家庭を支援する	(4)	①		適切な行政情報の提供	まちづくり協働課	外国にルーツのあるこどもや家庭が、円滑かつ適切行政サービスを受けることができるよう環境整備や施策の充実を図ります。	市広報多言語版の作成 (英語・ポルトガル語等)	24回/年 (R5)	24回/年	【目標に対する取組結果】 外国語版広報を作成し、市役所での配架ならびに市ホームページでの掲載を行った。	市内の外国人住民に占める割合が高い国籍、言語への対応
		①		スペシャルサポートルーム(SSR)運営事業	学校教育課	不登校及び登校するものの教室に入りづらい児童生徒が心身の不安を軽減し、安心して過ごせる居場所(スペシャルサポートルーム)を設置し、専任の支援員(学習指導員)がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問教育相談員等とも連携しながらこどもに寄り添った支援を行います。	諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合	小学校:51% 中学校:67% (R5)	小学校:70% 中学校:70%	【目標に対する取組結果】 沖島小を除く市内15小・中学校のスペシャルサポートルームに支援員・学習指導員を配置	小中接続の観点から、各中学校区において各校のスペシャルサポートルームの運用方法や工夫について情報共有を図る場を持つ必要がある。また、スペシャルサポートルームに登校する時間が利用する児童生徒によって異なるため、引き続き、専任の支援員の配置時間を十分に確保する必要がある。
		②		不登校・引きこもりに関する相談支援事業	生涯学習課	不登校や引きこもりに関する相談窓口を設置し、適切な助言等を行う。	適切な相談を継続して実施			【目標に対する取組結果】 相談者数は70人であり、うち新規相談者が31人であった。	新たにInstagramを開設や広報紙などにより、情報発信を行ったものの、窓口の認知を向上させるためさらに情報を発信する必要がある
		③		フリースクール利用児童生徒支援金給付事業	学校教育課	不登校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の普通教育に相当する教育の機会の確保を行います。	申請者に対し適正に審査し給付			【目標に対する取組結果】 本市が認定するフリースクール等民間施設を利用する不登校児童生徒の保護者に対し、授業料のうち、保護者区分の補助率を乗じて得た月額(月額4万円を限度)を補助金として交付した。	引き続き、申請者に対し適正に審査し給付する。
62		④		④フリースクール等民間施設運営支援補助事業	学校教育課	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援し、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資するため、新たに補助金制度を行います。	申請者に対し適正に審査し給付			【目標に対する取組結果】 補助対象施設となるフリースクール等民間施設に対し、補助対象経費の2分の1以内(1施設当たり200万円を限度)を補助額として補助金を交付した。	引き続き、申請者に対し適正に審査し給付する。

令和7年度 主な事業・取組の進捗状況

第1回こども・子育て会議	資料3
令和8年8月18日	

★法定事業

基本目標	施策	NO		事業名	担当課	事業内容	指標	R6現状値	R11目標	R7 具体的な取組内容	今後の課題
基本目標5 きめ細やかな関わりを必要とするこども・家庭を支援する	(1)	①		近江八幡市要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター	児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討、児童虐待に関する啓発を行います。こども家庭センターに保健師・社会福祉士・臨床心理士等専門職を配置することで、あらゆる相談に対応できるよう努めます。また、困難を抱える家庭については、組織的に検討を行いチームとして重層的な支援を行います。	児童虐待防止月間における街頭啓発	1回/年 (R5)	1回/年	【目標に対する取組結果】 街頭啓発:1回	若年層を含む幅広い世代に啓発内容が届けられるよう、多様な方法(HP・SNS等)を取り入れた啓発活動が必要です。
		②	★	子育て短期支援事業	こども家庭センター	保護者が、疾病・就労等、心身上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。	実施箇所数	5箇所 (R5)	6箇所	【目標に対する取組結果】 実施箇所数 7箇所	2歳未満の利用者を受け入れられる施設が限られており、安定したサービスを提供するために実施施設の確保に取組めます。
	(2)	①		こどもの生活・学習支援事業	福祉政策課 こども家庭センター	生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等のこどもを対象に、生活習慣を身につけたり、他者との交流や相談をしたりできる機会となる居場所を提供し、生活支援及び学習支援を行います。	上記の生活・学習支援の場の提供について検討し、計画期間内(R11)の整備を図る			【目標に対する取組結果】 事業開始 実施箇所数 1箇所	事業の認知度が十分に浸透しておらず、利用人数が伸び悩んでいることから、対象者への周知を工夫する必要があります。
		②		児童・生徒就学援助費給付制度	学校教育課	経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学援助費」として給付します。	近江八幡市内の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対して、就学援助についての案内文書を配布して制度を周知し、適切な支援を継続する			【目標に対する取組結果】 令和7年1月末ごろ、令和7年度の就学援助費について学校から全校生徒へ案内文書を配布し、制度についての周知を図った。	保護者ではなく、児童や生徒を通して保護者に配布するため、子どもが保護者に文書を渡し忘れれると、申請が漏れてしまう可能性がある。
	(3)	①		ヤングケアラーに関する啓発活動	こども家庭センター	ヤングケアラー支援の理解促進のための研修会等を実施します。	ヤングケアラーの市民啓発活動と窓口の周知	1回/年 (R5)	1回/年	【目標に対する取組結果】 ・教職員、支援機関向け研修会:2回(66人) 【その他の取組内容】 ・パンフレット・リーフレット配布(市内小学5.6年生、中学2年生対象) ・DVD視聴(行政職員)	参加者のニーズを踏まえ、研修内容の再検討、周知方法を見直すなど、参加者確保に向けた対応が必要です。
		②		ヤングケアラーに関する相談窓口の設置	こども家庭センター	ヤングケアラーである当事者が、相談できるように相談窓口を設置し、適切な相談支援を実施します。	適切な相談を継続して実施			【目標に対する取組結果】 ・市ホームページに相談窓口を掲載	